



島根県報

平成24年12月14日（金）

第2,453号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定（4件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ " ）	6

【正 誤】

平成24年12月4日付け島根県報号外第162号中	（道 路 維 持 課）	6
--------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市八雲町日吉299
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市美保関町雲津706-1、706-2、707
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町東母里1805、1805続1、2496-1、2497

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町広瀬1590-2、1607-3、2486

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第686号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大田市温泉津町温泉津字日祖川東イ1045-33（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第687号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番
（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番
（変更後）株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番
 - (4) 変更の年月日
平成24年10月1日
- 2 届出年月日
平成24年12月5日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋 昇一 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(4) 変更の年月日

平成24年10月1日

2 届出年月日

平成24年12月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第689号

平成24年島根県告示第572号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン出雲食品館 出雲市天神町151外

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	駐車場出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、車両が駐車場から道路へ出る際に左右の安全確認が容易にできるよう配慮すること。	店舗立地予定地周辺は、朝夕を中心に車両及び歩行者・自転車の通行が多い場所であり、駐車場から道路へ出る車両と周辺の通行車両・歩行者等との接触事故を防止する対策が必要であるため。
2	早朝に行われる荷さばき作業について、届出書記載の騒音対策に合わせ作業方法や工程等をさらに工夫し、徹底した騒音対策を行うこと。	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に道路河川維持課職員と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

正

誤

平成24年12月4日付け島根県報号外第162号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第670号の表中	益田市駅前町142番2地 先から同市常磐町340番 1地先まで	益田市駅前町142番2地 先から同市常盤町340番 1地先まで